道道真駒内御料札幌線陥没対策検討委員会設置要綱

令和７年３月７日

（目的）

第１条　令和７年２月２６日に道道真駒内御料札幌線において発生した道路陥没（以下、「本件陥没」という。）について、原因の究明及び再発防止対策に係る技術的検討を行うため、「道道真駒内御料札幌線陥没対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の事務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、札幌市が作成した資料について審議を行い、特に下記１）～４）に係る技術的助言等を行うものとする。

１）調査の計画に関する技術的助言

２）調査の結果に対する評価及び技術的助言

３）本件陥没の原因究明に関する技術的助言

４）再発防止対策に関する技術的助言

５）その他本件陥没について、市長が技術的助言を求める事項

（委員会の構成員）

第３条　委員会の構成員は、別表１のとおりとする。

２　委員長は、委員の互選により決定し、会務を総括する。

（会議）

第４条　会議は、調査等の進捗状況に応じ、市長が招集する。

２　会議には、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、札幌市建設局土木部道路維持課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

別表１

国立大学法人 室蘭工業大学 工学研究科 もの創造系領域	教授	木幡　行宏（委員長）
国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所 寒地地盤チーム	上席研究員	山木　正彦
国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所 寒地河川チーム	上席研究員	堀田　伸之